

# 九州教区教会貸出金規則

**第1条** 九州教区内の教会または伝道所は会堂および付属建物の新築および増改築、教師招聘、教師退職金その他必要と認められる場合に要する資金に充当するため、この規則によって教区から貸出金を受けることができる。

**第2条** 貸出は、原則として第二種教会および伝道所(以下単に教会という)に対しておこなう。

**第3条** 一教会当り貸出額は300万円以内とする。

**第4条** 貸出期間は五年以内とする。

**第5条** 貸出利率は年1.5%とし、月割で計算する。ただし、100円未満の利子については端数を切り上げる。

**第6条** 貸出を受けようとする教会は、貸出申請書に、教会役員会の議事録、役員全員の同意書、教区内第一種教会役員会の推薦書を添えて、教会協力委員会に提出しなければならない。

**第7条** 貸出の承認は教会協力委員会の答申を受けて教区常置委員会が行う。ただし、緊急を要する場合は教区役員会が行うことができる。

**第8条** この規則は、第2条を除き、在日大韓基督教会西南地方会の教会、伝道所にも準用する。ただし、第6条の「教区内第一種教会」とは九州教区内の第一種教会を言うものとする。

**第9条** この規則の改正は、常置委員会の議を経ておこない、教区総会に報告するものとする。

## 付 則

1. この規則は1977年3月22日から施行する。
2. 第5条の貸出利率を2000年4月1日より2.5%を1.5%に変更する。

(1975年3月18日 常置委員会において決定)

(1977年3月22日 常置委員会において改定)

(1980年11月18日 常置委員会において改定)

(1996年11月26日 常置委員会において改定)

(1997年9月9日 常置委員会において改定)

(1999年3月16日 常置委員会において改定)

(1999年5月5日 常置委員会において改定)

(2000年5月4日 常置委員会において改定)